社会福祉法人 精華町社会福祉協議会
平成２８年度 事業計画

目　　次

Ⅰ　社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会・・・・・・・・・・・・・・・・・１

Ⅱ　基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・２

Ⅲ　セクション別重点目標・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・３

１．関係機関と連携を図り生活困窮者の自立を支援します【地域福祉課 総務係】・・・・３

２．地域福祉活動の支援を強化します【地域福祉課 地域支援係】・・・・・・・・・・３

３．利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワークづくりに努めます
【在宅介護課 居宅介護支援係】・・・・・・３

４．訪問介護員の資質向上に努め、利用者の生活の質の向上を目ざします
【在宅介護課 訪問介護係】・・・・・・・・４

５．生活機能の維持・向上ができるサービスの提供と地域との連携に努めます
【通所介護課 通所介護係】・・・・・・・・５

Ⅳ　事業活動計画・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

１．地域福祉課　総務係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・５

２．地域福祉課　地域支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・６

３．在宅介護課　居宅介護支援係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・７

４．在宅介護課　訪問介護係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

５．通所介護課　通所介護係・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

６．チーム運営・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・８

Ⅰ　社会福祉を取り巻く環境と社会福祉協議会

今日、少子高齢化の進展や家族形態の多様化、コミュニティ機能の低下が進む中、公的な制度だけでは解決できない様々な問題が発生しています。

また、経済的困窮や引きこもり、虐待、権利侵害、不登校、離職など様々な要因によって、高齢者や障がい者に限らず、生きづらさを抱える人が増加し、社会的孤立が大きな社会問題として取り上げられています。

このような状況の中、平成２７年度は、生活困窮者自立支援法が施行され、また、持続可能な社会保障制度を確立させるために、介護保険法など住民の生活に密接な関係のある法令が大きく改正されました。

全国にネットワークを有する社会福祉協議会は、住民主体の地域福祉を推進する中核的な組織として「誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくり」を目ざして、地域に密着した事業に取り組むとともに、役職員が一丸となって、地域住民や民生児童委員、社会福祉施設、専門機関、ボランティア、NPO 団体、行政などと協働しながら、深刻な生活課題や社会的孤立などの新たな地域の課題に向き合い、地域の生活課題を受け止める役割を期待されています。

一方、国の社会保障審議会福祉部会においては、社会福祉法人制度の見直しにより、基本視点として、公益性・非営利性の徹底や、住民に対する説明責任、地域社会への貢献を社会福祉法人に対して強く求めています。特に、公益性の高い法人として税制優遇措置が講じられているため、保有する財産は、計画的に福祉サービスに再投下し、地域に還元すること（地域公益事業）が求められています。

本会では『地域で共に助けあい 支えあうまちづくり』の実現を目ざして、従来から重点事業として取り組みを進めている「地域福祉活動の推進」と「介護サービスの充実」に加えて、「地域公益事業の実施」を中核に掲げて、社会福祉法人として住民参加の促進を有機的に推進しながら、社会的孤立、生活困窮などの新たな福祉ニーズに積極的に取り組む必要があります。

財政面では、介護保険制度の改正並びに介護報酬の見直しにより、本会における介護事業収入は減少傾向ですが、介護職員処遇改善加算をはじめとする各種加算を積極的に取得することにより、事業者として介護従事者等の処遇改善を実施し、働きがいと魅力のある職場を築き、積極的に専門職の確保と人材育成に取り組み、安定した法人運営を目ざします。

基本方針

基本方針１　住民が主役の地域福祉活動を支えていきます

人口構造の変化や女性の社会進出などに対応するために、平成２７年度は、介護保険制度が改正され、子ども子育て支援制度や生活困窮者自立支援制度が始まりました。

こうした状況の中、要支援高齢者へのサービスや子育て世帯に対する育児支援については、地域での住民同士の支えあい活動（地域福祉活動）への期待が更に高まっているところです。

公的制度外のニーズに対応するために、従来から展開している「ふれあいサポート事業」や「小地域福祉委員会活動」に加えて、平成２８年度から子育て家庭を支援するための「ファミリーサポート事業」を実施することで、子育て中の世帯から障がいのある方や高齢者まで対象を問わず総合的に地域生活を支援できる仕組みを構築します。

基本方針２　社協の特性を活かして、住民の立場に立った地域生活を支えていきます

本会は、地域福祉を推進する法的に位置づけられた団体であるとともに、介護保険事業などのサービス提供事業者でもあります。

平成２７年度に行われた介護報酬改定は、将来の更なる高齢化に向けて、中重度の要介護者や認知症高齢者となったとしても、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにするという「地域包括ケアシステム」の基本的な考え方を実現していくことを目的に行われています。地域に密着したサービスへのシフトが進む中、関係機関との連携はもとより、専門職として地域住民と関わっていきます。

併せて、今後も増大する介護ニーズへの対応や、質の高い介護サービスを確保するため、介護人材の確保を目的とした対策も推進します。

また、介護保険制度の改正に伴い、予防給付の一部が、地域の実情に応じた取り組み（地域支援事業）に移行するなど大きな転換期を迎えている中で、社協の特性を活かしながら地域支援事業の環境を整えます。

基本方針３　時代の変化に対応して社協の体制づくりをめざします

平成２８年度は、社会福祉法人の制度改革が予定されています。社会福祉法人は、その公益性・非営利性を高め、本来の使命を果たし、住民に対する説明責任を果たすことが求められています。

これらの趣旨を踏まえ、地域住民の信頼に応える社会福祉法人の在り方を実現するために、役職員の人材育成、資質の向上など、引き続き経営体制づくりを推進し、情報公開、財務規律の強化、地域公益事業についても積極的に実施します。

セクション別重点目標

１．関係機関と連携を図り生活困窮者の自立を支援します【地域福祉課 総務係】

生活福祉資金貸付事業については、貸付相談及び貸付件数が増加しています。生活困窮者自立支援法の施行に伴い、生活困窮者自立相談支援事業並びに家計相談支援事業を実施する行政機関の相談員などと連携を図り、単に福祉資金の貸付及び償還請求を行うだけにとどまらず、生活困窮者の自立のための支援を意識しながら相談援助を行います。

２．地域福祉活動の支援を強化します【地域福祉課　地域支援係】

住み慣れた地域で人としての尊厳を保ちながら、安心していきいきとした生活を送るためには、地域住民同士が手を携えあう必要があります。

精華町内においては、本会が推進している小地域福祉委員会活動のほか、小地域福祉活動の代表的な活動である、ふれあいサロン活動に取り組んでいる地域が多数あります。今年度は、新たに小地域福祉委員会モデル地区を３か所程度指定するとともに、小学校区圏域の校区連絡会の設置を関係者とともに検討し、地域福祉活動の発展・強化を目ざします。

また、ダブルケア（子育てしながら親の介護を行う状態）などの課題に柔軟に対応できるよう、「ふれあいサポート事業」や「ファミリーサポート事業」の担い手となる地域住民を養成し、支援体制を強化します。

３．利用者の目線に立つケアマネジメントの継続とネットワークづくりに努めます【在宅介護課 居宅介護支援係】

利用者本位に基づいたケアマネジメント業務の実施に今後も努めます。

また、ケアマネだよりの発行など、周知のための取り組みを継続しながら、他事業所との連携や啓発を図るための啓発資料等を活用し、顔の見える関係づくりを進めていきます。

４．訪問介護員の資質向上に努め、利用者の生活の質の向上を目ざします【在宅介護課 訪問介護係】

中重度の要介護者や認知症高齢者の在宅生活を支えるために、また、質の高いサービスを提供するために、訪問介護員の資質向上に努めます。

また、細やかなサービスが提供できる自費サービスを活用し、利用者の生活の質の向上とその人らしく生活することを支援します。

訪問介護事業をより知っていただくために、ホームページを活用するとともに、新たにヘルパー通信（仮称）を発行し、新規利用者の増加を目ざします。

５．生活機能の維持・向上ができるサービスの提供と地域との連携に努めます

【通所介護課 通所介護係】

介護保険制度改正による新たな総合事業開始（平成２９年度～）に向けて、介護予防通所介護、介護予防事業（アクティブ・プラス）、高齢者生きがい活動支援通所事業（おたっしゃ倶楽部）においては、方向性を見極め、方針や実施方法を検討、必要な準備を行い、利用者が問題なく移行できるように努めます。

また、地域密着型の認知症対応型通所介護事業（ほっとぴあ）においては、「ほっとぴあ運営推進会議（仮称）」を設置し、地域との連携や運営の透明性を確保し、より良いサービスの提供に努めます。

加えて、職員のキャリアパス要件として掲げている計画に基づき、キャリアごとの研修を充実させることにより、引き続き職員の資質向上を目ざします。

事業活動計画

１．地域福祉課　総務係

（１）法人の運営に関する会議等の運営　736 千円
- ①正副会長会議（三役会議）の開催
- ②理事会・評議員会の開催
- ③監事による監査の実施

（２）事業の透明性、公開性を高めるための業務の推進　28 千円
- ①情報公開・個人情報の保護に関する業務
- ②福祉サービス苦情解決事業の実施

（３）給与・人事・経理等関係事務　6,088 千円
- ①給与事務
- ②労務管理・福利厚生事務
- ③人事にかかる事務
- ④予算案編成・決算案調整
- ⑤出納業務
- ⑥労働安全衛生に関する事務

（４）各種基金及び積立金の造成管理　10,000 千円

（５）生活福祉資金貸付事業等事務〈受託事業〉　3,175 千円

（６）福祉サービス利用援助事業の実施〈受託事業〉　3,729 千円

（７）住民の権利を守るための相談事業の実施　372 千円
- ①弁護士による無料法律相談事業の実施
- ②司法書士による無料法律相談事業の実施

（８）施設及び固定資産管理業務　13,771 千円

①地域福祉センターかしのき苑の貸館・保守点検管理業務〈受託事業〉
②デイサービスセンター保守点検管理業務

２．地域福祉課　地域支援係

（１）会員増強運動の実施　155 千円
①会員増強計画の作成
②普通会員・賛助会員・法人会員の募集

（２）地域福祉活動の推進　11,190 千円
①小地域福祉委員会活動支援業務【重点】
→モデル地区２１か所（＋３か所）
②地区福祉推進委員等研修会の開催
③レクリエーション機器等貸出事業の実施
④ふれあいサポート事業の実施【重点】
→支援体制の強化・協力会員４０名（＋１９名）
⑤企業の社会貢献活動の支援
⑥絆ネット構築支援事業の実施〈受託事業〉
⑦ファミリーサポート事業の実施〈受託事業〉《新規》

（３）ボランティア活動の推進　4,370 千円
①ボランティアセンター運営委員会の開催
②ボランティア登録及び需給調整に関する業務
③ボランティア保険等に関する業務
④ボランティアセンター登録グループ活動助成金に関する業務
⑤ボランティア活動に関する講座の開催
⑥ボランティア連絡協議会・災害ボランティアセンター等への活動支援

（４）高齢者等を対象とした事業の実施　10,696 千円
①配食サービス事業の実施〈受託事業〉
②紙おむつ等給付事業の実施〈受託事業〉
③外出支援事業の実施〈受託事業〉
④介護者リフレッシュ事業の実施〈受託事業〉
⑤テレフォンサービス事業の実施

（５）ひとりぐらし老人の会・介護者家族の会等の当事者組織の支援

（６）児童等を対象とした事業の実施　1,300 千円
①子育てサロンへの活動支援
②地域児童福祉活動助成事業の実施
③小・中・高等学校における福祉体験学習への支援

（７）障害者を対象とした事業の実施　198 千円
①障害者移送サービス事業の実施〈受託事業〉

②日常生活用具貸出事業の実施
③障害者サロンへの活動支援
（8）各種イベントへの参加・協力
①ふれあいまつり
②せいか祭り
③障害児者ふれあいのつどい
④けいはんなふれあいコンサート
⑤せいかまちづくり塾
（9）共同募金配分事業の実施　4,314 千円
①福祉関係団体への支援
②地域サロン活動の支援
③共同募金会事務局の運営
④公開プレゼンテーション導入の検討《新規》
（10）予防給付に関するケアマネジメント業務〈受託事業〉　8,446 千円
①介護予防ケアプランの作成
②サービス担当者会議の開催
③モニタリング・アセスメント業務の実施
④給付管理業務の実施
（11）総合的な相談支援業務及び権利擁護業務〈受託事業〉　4,417 千円
①相談業務の実施
②高齢者の権利擁護業務の実施
（12）包括的・継続的ケアマネジメント支援業務〈受託事業〉　7,208 千円
①支援困難事例等への指導・助言業務の実施
②包括的・継続的なケア体制構築業務の実施
③地域ケア会議の開催
（13）地域包括ケア体制の整備・普及啓発業務
①地域包括連絡会議の開催
②認知症サポーター養成講座の実施

３．在宅介護課　居宅介護支援係
（1）要介護者ケアマネジメント業務　25,598 千円
①ケアプランの作成
②サービス担当者会議の開催
③モニタリング・アセスメント業務の実施
④給付管理業務の実施
（2）介護保険要介護認定調査の実施〈受託事業〉
（3）地域の社会資源の把握業務

（４）ケアマネだよりの発行　5 千円

４．在宅介護課　訪問介護係

（１）要介護者・要支援者への訪問介護事業の実施【重点】　35,413 千円

→１ケ月延べ利用回数８５０回以上（＋７４回）

①（予防）訪問介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

（２）障害者居宅介護事業の実施　1,670 千円

①居宅介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②個別ケア会議の開催

（３）難病患者ホームヘルプサービス事業の実施〈受託事業〉　1 千円

（４）訪問（自費）サービスの実施　100 千円

（５）『ヘルパー通信』（仮称）の発行《新規》　15 千円

（６）第三者評価の受診　114 千円

５．通所介護課　通所介護係

（１）要介護者・要支援者への通所介護事業の実施【重点】　53,114 千円

→目標稼働率８０％（＋５％）

①（予防）通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議の参加

③機能訓練の強化

（２）認知症要介護者への通所介護事業（ほっとぴあ）の実施【重点】

28,600 千円

→目標稼働率６５％（＋１５％）

①通所介護計画の作成及び計画に基づくサービス提供

②サービス担当者会議の参加

③事業啓発の強化

④ほっとぴあ運営推進会議（仮称）の開催《新規》

（３）高齢者生きがい活動支援通所事業（おたっしゃ倶楽部）の実施〈受託事業〉

1,421 千円

（４）二次介護予防者介護予防事業の実施〈受託事業〉　3,022 千円

（５）デイサービスセンター防災訓練等の実施

（６）家族交流会の実施　18 千円

（７）災害時福祉避難所設置運営訓練の実施

（８）デイ通信の発行　38 千円

６．チーム運営

（１）職員研修の実施　865 千円
（２）広報啓発事業の実施　1,280 千円
①せいか社協だよりの発行
②ホームページの充実
③社協職員による出張セミナーの実施
④マスコットキャラクター「どんちゃん」の派遣
⑤地域福祉活動ライブラリーの充実
（３）地域福祉活動計画推進委員会の開催　42 千円
（４）居場所づくり支援事業の実施　300 千円
（５）部会の運営